

札介保（指）第 1704 号
平成 20 年（2008 年）10 月 7 日

各 指定認知症対応型共同生活介護事業所 代表者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部
介護保険課事業指導担当課長

指定認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の兼務について

指定認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の兼務については、「指定認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の兼務について」（平成 20 年 3 月 31 日付、札介保（指）第 2858 号）により計画作成担当者が他の共同生活住居の医療連携体制の看護師として兼務することはできないので、平成 20 年 9 月 30 日までに兼務関係を解消されるよう通知したところでありますが、このたび、兼務関係の解消期日を平成 20 年 10 月 31 日までとしますので通知いたします。

なお、計画作成担当者が他の共同生活住居の看護師と兼務しているときは、下記のとおり改善してください。

また、各事業所において、計画作成担当者が他の共同生活住居の看護師として兼務の実態について把握いたしたく、お忙しいところ恐縮ではありますが、別添勤務実態調査票に記入のうえ、回答くださいますようお願いいたします。

記

1 計画作成担当者が他の共同生活住居の看護師を兼務している場合の取り扱いについて

計画作成担当者と他の共同生活住居の看護師を兼務している場合については先に通知した「指定認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の兼務について」（平成 20 年 3 月 31 日付、札介保（指）第 2858 号）により、平成 20 年 9 月

30日まで兼務を解消するよう通知をしておりましたが、この期間を平成20年10月31日まで延長します。

なお、この期日までに兼務関係を解消しない場合は、平成20年11月分以降において、医療連携体制加算として所定単位数を加算できませんので、ご注意ください。

また、本市あてに介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行ってください。

2 勤務実態調査票

(1) 回答様式

勤務実態調査票 ~ 別添のとおり

事業所からの回答は、「調査票」のみです。

回答はFAXをお願いします。FAX番号218-5187(介護保険課)

(2) 回答期限

平成20年10月15日(水)

(3) 提出先

介護保険課事業指導係 211-2972